

農業経営基盤の強化の促進に関する

基 本 的 な 構 想

令和4年3月

大 府 市

目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1. 農業の現状	1
2. 農業構造の現状及び見通し	1
3. 農業経営の目標	1
4. 農業経営基盤の強化の方策	3
5. 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標	5
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの 効率的かつ安定的な農業経営の指標	6
〔基幹経営体〕	6
第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	13
〔個体経営体〕	13
第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の利用関係の改善に関する事項	16
1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化に関する目標	16
2. その他農用地の利用関係の改善に関する事項	16
第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	17
1 利用権設定等促進事業に関する事項	17
(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件	17
(2) 利用権の設定等の内容	19
(3) 開発を伴う場合の措置	19
(4) 農用地利用集積計画の策定時期	19
(5) 要請及び申出	19
(6) 農用地利用集積計画の作成	20
(7) 農用地利用集積計画の内容	20
(8) 同意	21
(9) 公告	21
(10) 公告の効果	21
(11) 利用権の設定等を受けた者の責務	21
(12) 農業委員会への報告	22
(13) 紛争の処理	22
(14) 農用地利用集積計画の取消し等	22
2 人・農地プランによる担い手への農地集積・集約化を推進する事業	23
3 農地中間管理事業推進事業	23
4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	23
(1) 農用地利用改善事業の実施の促進	23
(2) 区域の基準	23
(3) 農用地利用改善事業の内容	23
(4) 農用地利用規程の内容	23
(5) 農用地利用規程の認定	23
(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定	24

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等	25
(8) 農用地利用改善事業の指導、援助	25
5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う 農作業の実施の促進に関する事項	26
(1) 農作業の受委託の促進	26
(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等	26
6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	26
7 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項	26
(1) 新たに農業経営を営もうとする青年の確保に向けた取組	26
(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組	27
(3) 関係機関等の役割分担	27
8 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	28
(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携	28
(2) 推進体制等	28
第5 その他	28
附 則	
別紙1 (第4の1(1)⑥関係)	29
別紙2 (第4の1(2)関係)	30
I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の 利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を 受ける場合	30
II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として 利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権限に限る。）の設定 又は移転を受ける場合	32
III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定 を受ける場合	32
IV 所有権の移転を受ける場合	33

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 農業の現状

本市は、知多半島の付け根、名古屋都市圏の都市近郊に位置し、その立地条件を生かして東部は畑地、西部は水田を中心とした農業経営を営み、特に露地野菜・果樹等を振興してきたが、近年、都市化の進行により住宅地等と農地の混在化が進みつつある中で、経営の発展を図るため一部の農家では収益性の高い施設園芸などの導入が進んでいる。

2. 農業構造の現状及び見通し

本市の農業構造については、都市化の進行により農地の減少など農地基盤の弱体化、高齢化や後継者がいないことによる農業の担い手不足が深刻化している。一方で、今まで、農用地の利用集積が進んでいなかったが、将来を見据えた農地利用の意向調査（令和元年12月実施）では、「10年以内には農地として貸したい・売りたい」と「既に貸していて、引き続き貸したい」で約5割を占めているため、将来の担い手に農地の集積・集約化を進める機会となっている。

本市の農業の健全な維持発展を図るため、引き続き、効率的かつ安定的な農業経営体の確保・育成と、農用地への利用集積の促進、分散した農地の集約化を促進する。

3. 農業経営の目標

本市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、令和12年度の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、すでに効率的かつ安定的な農業経営を実践している経営体についてもさらなる経営強化を推進していくこととする。

具体的な経営の指標は、本市及び周辺市町において現に成立している優良な経営事例を踏まえつつ農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得、年間総労働時間の水準を実現できるものとして、次表のとおりとし、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等についても、地域の他産業従事者と概ね同等の年間総労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後に農業で生計が成り立つ年間農業所得が確保できる農業経営を目指す青年等を確保・育成する。

(表) 効率的かつ安定的な農業経営の年間農業所得及び年間労働時間目標

効率的かつ安定的な農業経営の目標	年間農業所得	1人当たりの年間労働時間
	主たる従事者1人当たり 概ね400万円 基幹経営体当たり 概ね800万円 ただし、営農類型において、露地野菜が含まれる場合は、以下のとおりとする。 主たる従事者1人当たり 概ね370万円 基幹経営体当たり 概ね740万円 ※基幹経営体 経営規模等から、他産業と比べて遜色ない所得を確保しうる効率的かつ安定的な農業経営体（主たる従事者2名を想定）	概ね1,800時間 ただし、営農類型において、露地野菜が含まれる場合は、2,000時間とする。
新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の目標	主たる従事者1人当たり 概ね250万円	概ね2,000時間
	1 新規参入者（非農家出身新規農業者）を想定している。 2 地域のお他産業従事者と概ね同等の年間総労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後に農業で生計が成り立つ実現可能な目標所得とする。	

4. 農業経営基盤の強化の方策

本市は、将来の農業を担う農業経営者の意向やその他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、本市は、担い手の確保・育成を推進するため、大府市農業委員会（以下「農業委員会」という。）、あいち知多農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）、愛知用水土地改良区（以下「土地改良区」という。）、愛知県等の関係機関により構成した大府市営農振興対策協議会を十分に機能させ、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、愛知県等が役割分担を明確にした上で、十分なる相互の連携を図り集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための徹底した話し合いを促進する。更に、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）、今後認定を受けようとする農業者、望ましい経営を目指す意欲的な農業者や生産組織及びこれらの周辺の農家に対して上記の協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導するとともに、経営改善に向けた取組を実践している農業者及び生産組織に対して、経営診断の実施、導入が望ましい技術の提示等、重点的な指導及び研修を実施し、経営改善の着実な実行を促進する。

次に、人・農地プランに基づく地域での話し合いに基づき、地域の担い手への農地の集積・集約化を推進するため、市、農業委員会、農業協同組合の関係機関が一体となって農地中間管理事業を推進する。また、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、規模拡大による経営発展を図ろうとする認定農業者、今後認定を受けようとする農業者、意欲的な農業者や生産組織に対しては、農業委員会、農業協同組合等がそれぞれ有する農業者情報や農地情報を共有し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

さらに、近年増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、認定農業者等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、集落営農組織の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう集落に関係する団体との役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等、地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性が具体化されていくよう、関係機関・団体と協力しながら推進していく。

なお、認定農業者等の担い手不足が見込まれる地域においては、農業協同組合、農業協同組合の出資法人、集落営農組織等による農作業受託機能の強化を図るとともに、親元就農を

始め、Uターン者、定年帰農者、新規参入者（企業等を含む）など、意欲ある多様な担い手の就農を促進することにより、地域農業の維持発展を図る。

集落営農組織については、地域の実情に応じて農用地利用改善団体を設立し、特定農業法人制度及び特定農業団体制度による法人化・組織化に向けた指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模の拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合の農作業受託部会と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、愛知県知多農林水産事務所農業改良普及課（以下「愛知県知多農業改良普及課」という。）の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を行うことにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、本市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経営協定の締結を通じた認定農業者など、経営参画を促進するとともに、農業委員や農業協同組合の役員等への登用、人・農地プランの検討等、地域農業の政策・方針決定の場への参画を促進し、女性農業者が一層活躍できる環境整備を進める。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を本市の農業を支える基幹的な担い手の育成施策の中心に位置づけ、計画の実現に向けて、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとする。なお、認定期間の最終年（5年目）の農業者に対し、再認定を希望する場合には、専門家等を活用するよう促し、さらなる農業改善のための分析と課題の把握を行い、県、農業協同組合、農業委員会等、農業関係機関との連携の上、必要な支援を行う。

また、県や専門家と連携し、農業経営の法人化や親元就農への支援、第三者承継に係る相談の実施などにより、農業経営の円滑な継承を促進する。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした土地改良事業等の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

また、6次産業化などにより農畜産物に付加価値を与え、安定した農業経営を営むことができる取組を推進する。

5. 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標

(1) 新規就農の現状

本市の近年の新規就農者数は、平成 28 年度は 4 名、平成 29 年度は 7 名、平成 30 年度は 6 名、令和元年度は 7 名、令和 2 年度は 7 名である。

本市の特徴である都市近郊農業の産地として維持、拡大を図っていくためには、将来にわたって安定的に地域農業の担い手を確保していく必要がある。

(2) 農業経営の目標及び新規就農者の確保・育成目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本市では青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から 5 年後）の農業経営の発展の目標を設定し、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。

愛知県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新規就農者の確保目標年間 200 人を踏まえ、本市においては年間 2 人以上の新規就農者の確保を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

第 1 の 3 に示したような新たに農業経営を営もうとする青年等を確保・育成していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まで、きめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業協同組合等が重点的な指導を行なうなど、関係機関・団体等が密接に連携を図り、計画的な就農を支援する。また、新規就農者に対しては、地域の組織活動への誘導を図り、地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

また、青年等就農計画認定制度（認定新規就農者制度）に関しては、毎年、その経営の更なる向上のため、当該計画の実践結果の把握、検証を行い、県、農業協同組合、農業委員会等農業関係機関と連携の上、専門家等も活用しながら、的確な指導・助言と新たな計画作成の支援を重点的に行うとともに、農地所有適格法人の設立、運営指導の強化等を併せて推進する。

(4) 本市で取り組む新規就農者の確保・育成

新たに農業経営を営もうとする青年等については、従来の基幹作物であるキャベツ、たまねぎなどの露地野菜、トマト、イチゴなどの施設野菜、ぶどうなどの果樹等、地域農業の担い手の受入を重点的に進め、農業協同組合等と連携し、栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型について例示すると次のとおりである。

主要な営農類型は、主たる従事者2人による経営体を想定した「基幹経営体」について示す。

〔基幹経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
稲・飼料用稲 複合経営 従事者数 ・家族 2.0人 ・給与受給者 (短時間) 0.0人	<経営規模> 水田 40ha <作付面積> 水稻移植 11ha 水稻直播 11ha WCS用稲 5ha 飼料米 13ha	<資本装備> ・トラクター 4台 ・田植機 1台 ・自脱型コンバイン 2台 ・乗用管理機 2台 ・2トントラック 1台 ・4トントラック 1台 ・軽トラ 1台 ・不耕起播種機(10条) 1台 ・プロットキャスター 1台 ・溝きり機 1台 ・フォークリフト 1台 ・ロータリー 4台 ・畦塗り機 1台 ・ハロー 2台 ・モア 1台 ・小農具 1式 ・倉庫 1棟 ・育苗施設 1式	・管理会計の導入 ・労働力配分の適正化 ・家族経営協定の締結 ・パソコンによるほ場、作業管理 ・法人化、就業規則の整備	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入
	<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・実需者ニーズに対応した生産 ・経営体への農地集積と作業の効率化 ・新規需要米により生産調整を実施 ・WCS用稲の収穫は委託 ・乾燥調製はJAの共同利用施設に委託 ・愛知県開発の不耕起V溝直播栽培技術の利用		・移植・V溝直播の組合せによる作業分散 ・環境調和型稲作の推進及び生産物の品質向上 ・気象変動に対応できる安定生産技術の導入	

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
キャベツ主体 経営 従事者数 ・家族 2.5 人	<経営規模> 畑 4.5ha	<資本装備> ・ビニールハウス 300 m ² ・作業場 100 m ² ・動力噴霧機 1台 ・軽トラック 1台 ・2トントラック 1台 ・トラクター(中型) 1台 ・ライムソワー 1台 ・ロータリー 1台 ・キャベツ移植機 1台 ・管理機 1台 ・ブームスプレーヤー 1台 ・運搬車 1台 ・かん水装置 30 セット	・管理会計の導入 ・労働力配分の適正化 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入
	<作付面積> キャベツ 2.5ha タマネギ 1.5ha スイートコーン 0.5ha		・タマネギはセル苗で共同利用移植機利用 ・生食用と契約(加工用)の組み合わせによる収入の安定化	
トマト専作経営 従事者数 ・家族 2.5 人 ・給与受給者(短時間) 0.8 人	<経営規模> 畑 0.4ha	<資本装備> ・ビニールハウス 40a ・作業場 66 m ² ・暖房機 2台 ・トラクター 1台 ・トラック 1台 ・管理機 1台 ・動力噴霧機 1台 ・炭酸ガス発生機 4台 ・環境モニタリング機械 1式	・管理会計の導入 ・労働力配分の適正化 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・給与受給者(短時間)の安定確保
	<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・購入苗利用による省力化 ・高品質生産 ・市場出荷、直売併用		・訪花昆虫利用による省力化 ・環境に配慮した施肥 ・環境制御による生産の安定化	

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
イチゴ専作経営 従事者数 ・家族 2.0人 ・給与受給者 (短時間) 0.8人	<経営規模> 畑 0.3ha <作付面積> イチゴ 0.3ha	<資本装備> ・ビニルハウス 30a ・高設ベンチ 30a ・作業場 1棟 ・炭酸ガス発生機 4台 ・夜冷機 1台 ・暖房機 2台 ・動力噴霧機 1台 ・軽トラック 1台 ・トラック 1台	・管理会計の導入 ・労働力配分の適正化 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入
	<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・すべて自作地 ・安定育苗技術の導入 ・イチゴ狩りおよび直売		・出荷期コントロールによる販売額確保 ・高設ベンチ栽培	
輪ギク専作経営 従事者数 ・家族 2.5人 ・給与受給者 (短時間) 1.2人	<経営規模> 畑 0.4ha <作付面積> キク 0.4ha	<資本装備> ・硬質ビニルハウス 30a ・ビニールハウス 10a ・作業場 1棟 ・温風暖房機 4台 ・カーテン装置 1式 ・かん水装置 1式 ・動力噴霧機 1台 ・管理機 1台 ・トラクター 1台 ・結束機 1台 ・軽トラック 1台 ・倉庫 1棟	・管理会計の導入 ・労働力配分の適正化 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・給与受給者(短時間)の安定確保
	<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・10a 当たり収量 40,000 本／1作、年3作(2度切り含む) ・自家選別、市場及び直売出荷		主要品種の絞り込み 省電力電灯、変温管理による省エネ化	

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
洋ラン経営 従事者数 ・家族 2.5人 ・給与受給者 (短時間) 3.0人	<経営規模> 畑 0.3ha <作付面積> テントロビウム 0.3ha	<資本装備> ・ガラス温室 10a ・ビニールハウス 20a ・ベンチ 25a ・暖房機 4台 ・トラック 1台 ・軽トラック 1台 ・台車 3台 ・換気扇 6台	・管理会計の導入 ・労働力配分の適正化 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・給与受給者(短時間)の安定確保
	<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・デンドロビウム1品目、品種数限定 ・高品質商品の生産 ・夏秋期山上げ栽培		・JA花き集出荷場から全国の市場へ出荷するが、一部は小売店へ直送 ・自家交配品種による種苗費の低減と販売力の強化	
ブドウ専作経営 従事者数 ・家族 2.5人 ・給与受給者 (短時間) 4.0人	<経営規模> 畑 1.2ha <作付面積> 露地巨峰 0.4ha 欧州系品種等(露地) 0.2ha 巨峰(ハウス)0.2ha 欧州系品種等(ハウス) 0.4ha	<資本装備> ・直売所 1棟 ・簡易ハウス 60a ・運搬機 1台 ・トラック 1台 ・トラクター 1台 ・スプリンクラー 1式 ・果樹棚 120a ・スピートスプレー 1台 ・暖房機 6台	・管理会計の導入 ・労働力配分の適正化 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入
	<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・平行整枝(短梢せん定)の導入による安定生産と省力化 ・優良系統への更新と新品種の導入		・品揃えに配慮した品種の選定 ・生産物は全量直売 ・高付加価値商品の開発・販売	

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
ナシ専作経営 従事者数 ・家族 2.5人	<経営規模> 畑 1.5ha	<資本装備> ・果枝棚 150a ・夜蛾捕殺灯 1式 ・直売所 1棟 ・運搬機 1台 ・トラック 1台 ・トラクター 1台 ・農業用倉庫 1棟 ・乗車モア 1式 ・スピードスプレーヤー 1台	・管理会計の導入 ・労働力配分の適正化 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入
	<作付面積> 幸水、豊水、あきづき、新高、その他 1.5ha	<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・早生から晩生まで組み合わせた作型 ・優良系統への更新と新品種の導入	・品揃えに配慮した品種の選定 ・生産物は全量直売 ・高付加価値商品の開発・販売	
酪農専業経営 従事者数 ・家族 2.0人 ・給与受給者(短時間) 0.3人	<経営規模> 乳牛 55頭	<資本装備> ・乳牛舎 1棟 ・子牛舎 1棟 ・乾乳牛舎 1棟 ・飼料用倉庫 1棟 ・ふん乾燥ハウス 1棟 ・堆肥舎 1棟 ・パイプライン 1機 ・糞尿攪拌機 1機 ・バルククーラ 1台 ・給餌機 1機 ・ホイルローダー 1台 ・ダンプトラック 1台	・管理会計の導入 ・労働力配分の適正化 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・給与受給者(短時間)の安定確保
	<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・つなぎ飼養、分離給与 ・年間乳量 9,000kg/頭	・初妊牛は導入と自家育成が 1:1、F1 子牛生産		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
肉用牛専門 経営 従事者数 ・家族 2.0人	〈経営規模〉 肉牛 250頭	〈資本装備〉 ・肉牛舎 2棟 ・倉庫 1棟 ・堆肥舎 1棟 ・ホイルローダー 1台 ・ダンプトラック 1台 ・自動給餌機 4台	・管理会計の導入 ・労働力配分の適正化 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・給与受給者（短時間）の安定確保
			〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・2ヶ月齢導入、26ヶ月出荷 ・地域産稲わらの利用	
養豚専門 経営 従事者数 ・家族 2.0人	〈経営規模〉 母豚 100頭	〈資本装備〉 ・分娩舎 1棟 ・育成舎 1棟 ・肉豚舎 1棟 ・母豚舎 1棟 ・倉庫 1棟 ・浄化槽 1式 ・ふん発酵施設 1式 ・トラック 1台 ・ダンプトラック 1台 ・ショベルローダー 1台 ー	・管理会計の導入 ・労働力配分の適正化 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入
			〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・母豚 100頭の一貫経営、開放豚舎 ・母豚1頭当たり年間出荷肉豚は 23頭	

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
採卵養鶏経営（有利販売主体） 従事者数 ・家族 2.5人	〈経営規模〉 採卵 10,000 羽	〈資本装備〉 ・成鶏舎 2棟 ・育成舎 1棟 ・中大すう舎 1棟 ・集卵庫・倉庫 1棟 ・洗卵選別機 1台 ・自動販売機 10 台 ・ワゴン車 1台 ・軽トラック 1台 ・鶏ふん発酵施設 一式 ・ショベルローダー 1台 ・鶏ふん袋詰機 1台	・管理会計の導入 ・労働力配分の適正化 ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入
		〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・鶏卵は全量直売で販売する。 ・鶏種は赤玉系で幼すう導入とする。	・鶏ふん発酵処理し、直売・委託販売する。 ・飼料用米利用、鶏ふんたい肥供給による耕畜連携 ・年間販売量 19.1kg/羽、規格卵・規格外卵を含めて 220 円/kg で販売	

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型 ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の3に示したような農業経営の目標の実現のため、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、近年、本市及び周辺地域において非農家出身者による新規参入実績があるとともに、地域における受入支援や販売の体制が整っており、目標とする所得を達成し定着することができる見込みが高い営農類型を示すと次のとおりである。

[個体経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
キャベツ主体 経営	＜経営規模＞ 畑 240a	＜資本装備＞ ・トラクター(25ps) 1台 ・全自動移植機 1台 ・ロータリ 1台 ・サブソイラ 1台 ・プラウ 1台 ・管理機 1台 ・動力噴霧器 1台 ・スプリンクラー 5台 ・収穫台車 1台 ・トラック 1台 ・軽トラック 1台 ・庫兼作業場 100坪	・規模拡大を目指した経営分析の実施	・作業労力の分散 ・雇用の導入検討
従事者数 ・家族 1.0人 ・給与受給者(短時間) 0.2人	＜作付面積＞ キャベツ 150a タマネギ 60a スイートコーン 30a			
	＜導入が望ましい経営形態及び生産管理等＞ ・省力機械の取得(中古を含む) ・基本的栽培技術習得、品質向上 ・適期作業の励行 ・連作障害対策の実施 ・JA共選共販体制に即した生産と販売		・堆肥による土作り(2年に1回) ・スイートコーンは直まき栽培 ・全量段ボール出荷	

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
ミニトマト専作経営	<経営規模> 畑 10a	<資本装備> ・鉄骨ビニールハウス 1,000 m ² ・作業場 50 m ² ・軽トラック 1台 ・トラクター 1台 ・管理機 1台 ・温風暖房機 1台 ・動力噴霧機 1台 ・ミニトマト選果機 1台	・経営分析の実施	・作業労力の分散 ・雇用の導入
従事者数 ・家族 1.0 人 ・給与受給者 (短時間) 1.0 人	<作付面積> ミニトマト 10a			
	<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・栽培施設の取得(中古を含む) ・基本的栽培技術習得、品質向上 ・適期作業の励行 ・連作障害対策の実施 ・JA共販体制に即した生産と販売		・促成長期作 ・購入苗(成苗)、選果機の利用・2本仕立て栽培による育苗費の削減 ・収穫ピークに雇用導入	
トマト専作経営	<経営規模> 畑 22a	<資本装備> ・鉄骨ビニールハウス 2,200 m ² ・作業場 66 m ² ・暖房機 2台 ・管理機 1台 ・動力噴霧機 1台 ・トラクター 1台 ・軽トラック 1台	・経営分析の実施	・作業労力の分散 ・雇用の導入
従事者数 ・家族 1.0 人 ・給与受給者 (短時間) 0.7 人	<作付面積> トマト 22a			
	<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・栽培施設の取得(中古を含む) ・基本的栽培技術習得、品質向上 ・適期作業の励行 ・連作障害対策の実施 ・直売、市場出荷併用		・土耕栽培長期一作 ・品質重視 ・購入苗(成苗)の利用	

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
イチゴ専作経営	<経営規模> 畑 18.5a	<資本装備> ・鉄骨ビニールハウス 1,600 m ² ・高設栽培システム 一式 ・育苗ハウス 250 m ² ・作業場 20 m ² ・空中採苗システム 250 m ² ・温風暖房機 1台 ・予冷库 1台 ・動力噴霧機 1台 ・軽トラック 1台	・規模拡大を目指した経営分析の実施	・作業労力の分散 ・雇用の導入
平坦部地域 従事者数 ・家族 1.0人 ・給与受給者 (短時間) 2.0人	<作付面積> イチゴ 16a			
	<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・省力機械の取得(中古を含む) ・基本的栽培技術習得、品質向上 ・適期作業の励行 ・連作障害対策の実施		・JA共販体制に即した生産と販売 ・収穫ピークに雇用導入	
営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
ブドウ専作経営	<経営規模> 畑 40a	<資本装備> ・直売所 1ヵ所 ・簡易ハウス 20a ・運搬機 1台 ・軽トラック 1台 ・トラクター 1台 ・スプリンクラー 40a ・果樹棚 40a ・スピードスプレヤー 1台	・経営分析の実施	・品種の組み合わせによる作業労働力の分散 ・雇用導入
従事者数 ・家族 1.0人 ・給与受給者 (短時間) 1.0人	<作付面積> 露地巨峰 20a 簡易ハウスその他 20a			
	<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・生産物は直売 50%、市場出荷 50% ・品種構成は収穫期と果実色(黒・赤・緑)を考慮し優良品種、新品種を導入する ・無核栽培の推進		・並行整枝短梢せん定の導入による、長期安定生産と省力化	

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

(1) 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積シェアの目標

第2に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標を農用地の利用に占めるシェアで示すと、おおむね次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積シェア	備 考
80%	1 シェアの算定に当たっての分母とする農用地は耕地面積とする。 2 シェアの算定に当たっての分子とする農用地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者（認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者及び集落営農経営）が利用集積（自己所有、借入及び特定農作業受託）をしている面積とする。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化についての目標

農業経営の一層の効率化を図るため、本市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農用地利用改善団体による利用権設定等促進事業や農地中間管理機構による農地中間管理事業等の実施や人・農地プランの実質化でまとめられた地域の方針の検証・改善を通じて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し、分散する農用地の集約化を促進していく。

2. その他農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、本市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等関係機関及び関係団体の役割分担と緊密な連携の下、今後、効率的かつ安定的な農業経営を目指す新規就農者を含めた地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、本市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における

話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、愛知県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、本市農業の地域の特性を活かした、都市近郊型農業を展開するため、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 人・農地プランによる担い手への農地集積・集約化を推進する事業
- ③ 農地中間管理事業推進事業
- ④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑤ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑥ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

更に、本市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各事業別に述べる。

1. 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用できると認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 31 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 3 項に規定する事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号。以下、「政令」という。）第 5 条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等（農地法第 3 条第 3 項第 3 号に規定する業務執行役員等をいう。）のうち 1 人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号イからチまでに掲げる者に限る。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用

権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙１のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙２のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 本市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成 24 年 5 月 31 日付け 2 4 経営第 5 6 4 号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）様式第 7 号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

- ② 本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 本市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

- ② 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 30 日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行うおうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請す

ることができる。

- ② 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 52 条第 1 項又は第 89 条の 2 第 1 項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。
 - ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。
 - ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画に定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 90 日前までに申し出るものとする。
- (6) 農用地利用集積計画の作成
- ① 本市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
 - ② 本市は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区から申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
 - ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等促進事業の調整が調ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
 - ④ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（または移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当

該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係

- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。)及びその支払(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係

- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項

ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号。以下、「規則」という。)第16条の2で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について本市の長に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

本市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に

係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

本市は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（規則第16条の2）があった場合は、その写しを農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

本市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 本市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者（法第18条第2項第6号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等（農地法第3条第3項第3号に規定する業務執行役員等をいう。）のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認められるとき。

② 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を本市の掲示板への掲示により公告する。

④ 本市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2. 人・農地プランによる担い手への農地集積・集約化を推進する事業

本市は、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等と連携して、地域での話合いの結果に基づき、地域の農地集積の主体となる中心経営体や将来の農地の姿を定めた人・農地プランにより、地域の担い手への農地の集積・集約化を推進する。

3. 農地中間管理事業推進事業

本市は、農地中間管理事業により、人・農地プランに定められた担い手への農地集積を実践するため、地域全体で農地の集積・集約化が効率的かつ効果的に促進するよう、農業委員会、農業協同組合の関係機関と一体となって推進する。

4. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約

及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第 4 号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体については、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地に利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第 8 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農

用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

④ ②で規定する事項が定められている「特定農用地利用規程」で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外の権原に基づき使用及び収益をするものがある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、愛知県知多農業改良普及課、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、大府市営農振興対策協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

5. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6. 農業経営の改善を図るため必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な農業法人等での実践的研修、担い手としての女性の能力向上に向けた研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や家族経営体の枠組みにこだわらず、法人化による利潤を追求した企業経営に類した企業的経営体の育成、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

7. 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

第1に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携体制を整備し、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

① 受入環境の整備

知多農起業支援センター（愛知県知多農業改良普及課内に設置）、農業協同組合などと連

携しながら、就農相談の機会を定期的に設け、就農希望者に対し、市内での就農に向けた研修先や農地に関する情報等の提供を行う。

② 中長期的な取組

生徒・児童が農業に興味関心を持ち、農業が将来的な進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、児童農業体験活動支援事業など農業体験ができる仕組みを継続することで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本市が主体となって愛知県知多農業改良普及課、農業委員会、農業協同組合等と連携・協力して、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を確認しながら、必要がある場合は、巡回指導を行う他、面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適正に行うことができる仕組みをつくる。

② 就農初期段階での地域全体のサポート

新規就農者が地域内で孤立することがないように、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

そのため、本市の農業後継者で組織する大府4Hクラブ、農協青年部等への加入を促すとともに、認定農業者や農業経営士など地域の中心となる経営体との交流の機会を設ける。

③ 経営力の向上に向けた支援

①に掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、愛知県知多農業改良普及課が実施する新規就農者対象のセミナー等への参加や生産部会等への加入を推進し、栽培・飼養管理技術や経営管理技術の習得を支援する。

④ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資事業（令和4年度からは新規就農者育成総合対策）や青年等就農資金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金（令和4年度からは農地利用効率化等支援交付金）等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効率的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については、知多農起業支援センター（愛知県知多農業改良普及課内に設置）、農業委員会、生産や経営に関する知識・技術の習得については愛知県農業大学等、就農後の営農指導等フォローアップについては愛知県知多農業改良普及課、農業協同組合、本市認定農業者や農業経営士、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

8. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1 から 6 に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本市は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

イ 本市は、地域農業の振興に関するその他施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるよう配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、大府市営農振興対策協議会の機能を活かし、農業委員会、愛知県知多農業改良普及課、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、令和 12 年度に向けて第 1、第 3 で掲げた目標や第 2 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、それぞれが果たす役割の発揮を通じて農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、関係機関、団体と相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

第5 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成 24 年 2 月 28 日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成 26 年 9 月 17 日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成 29 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和 4 年 3 月 17 日から施行する。

別紙 1（第 4 の 1(1)⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定を受けた後において、法第 18 条第 2 項第 2 号に設定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 298 条第 1 項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 6 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第 6 条第 2 項第 3 号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第 18 条第 3 項第 2 号イに掲げる事項

- 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

- (2) 農業協同組合法第 72 条の 8 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

- (3) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項各号に掲げる事業（同項第 6 号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和 36 年政令第 346 号）第 1 条第 7 号若しくは第 8 号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙 2 (第 4 の 1(2)関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間(又は残存期間)	② 借賃の算定基準
1 存続期間は 6 年(農業者年金制度関連の場合は 10 年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて 6 年とすることが適当でないと認められる場合には、6 年と異なる存続期間とすることができる。 2 残存期間は、移転される利用権設定の残存期間とする。 3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。	1 農地については、農地法第 52 条の規定により農業委員会からの情報提供のあった地域の実勢を踏まえた借賃の動向を十分に考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算出し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額を勘案して算定する。 3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃はそれを金額に換算した額が、上記 1 から 3 までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 この場合において、この金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成 13 年 3 月 1 日付け 12 経営第 1153 号農林産事務次官通知) 第 6 に留意しつつ定めるものとする。

③借 賃 の 支 払 方 法	④ 有 益 費 の 償 還
1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払い等を履行するものとする。	1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し、民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はそのときにおける当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者で協議が整わないときは、当事者の双方の申し出に基づき、大府市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準
I の①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の3 と同じ。
③借賃の支払方法	④ 有益費の償還
I の③に同じ。	I の④同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準
I の①に同じ。	1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1 の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営託者の適な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。
③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
I の③に同じ。この場合において I の③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	I の④に同じ。

Ⅳ所有権の移転を受ける場合

① 対 価 の 算 定 基 準	② 対 価 の 支 払 方 法
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。
③ 所 有 権 の 移 転 の 時 期	
農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。	